

バリアフリー改修工事に伴う固定資産税の減額措置について

貝塚市役所課税課家屋担当

新築された日から10年以上を経過した住宅について、平成28年4月1日から令和8年3月31日までの間に、次のすべての要件を満たすバリアフリー改修工事が行われた場合、翌年度に限り当該住宅に係る固定資産税額を1戸当たり100㎡まで3分の1減額するものです。※都市計画税は対象外

要件

- 新築された日から10年以上経過した住宅であること
 - ※併用住宅は居住用部分の割合が1/2以上あること
 - ※賃貸住宅は対象外
- 改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下であること
- 申告時において、次のいずれかのかたが居住していること
 - ・改修工事完了後の1月1日において65歳以上のかた
 - ・介護保険法に規定する要介護及び要支援認定のかた
 - ・障害のあるかた
- いずれかに該当するバリアフリー改修工事が行われていること
 - ・廊下の拡幅
 - ・手すりの取付け
 - ・階段の勾配の緩和
 - ・床の段差解消
 - ・浴室の改良
 - ・引き戸への取替え
 - ・トイレの改良
 - ・床の滑り止め化
- 改修工事に要した費用の額が補助金等を除き、50万円以上あること

手続き

- 要件を満たすバリアフリー改修工事が行われた場合、改修工事が完了した日から3ヶ月以内に[バリアフリー改修工事に伴う固定資産税減額申告書]に必要書類を添えて提出してください。

必要書類（地方税法施行規則附則第7条第8項の規定に基づく書類）

- 納税義務者の住民票の写し（住所が貝塚市内のかたは不要）
- 改修工事に係る明細書（当該改修工事の内容及び費用の確認ができるもの）
- 改修工事箇所の写真
- 領収書（改修工事費用を支払ったことを確認することができるもの）
- 住宅改造補助金交付及び介護保険給付金の決定（確定）通知書等の写し
- 該当する区分に応じた書類
 - ・ 65歳以上のかた ……住民票の写し（住所が貝塚市内のかたは不要）
 - ・ 要介護及び要支援認定のかた ……介護保険の被保険者証の写し
 - ・ 障害のあるかた ……身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳等の写し
- その他、市長が必要と認める書類

記入方法

- ① 申告者（納税義務者）の欄には、バリアフリー改修工事に伴う減額措置の適用を受ける家屋の納税義務者の住所または所在、氏名または名称、個人番号及び電話番号を記入し、押印してください。
- ② 家屋の内訳欄には、所在・地番・家屋番号・種類(用途)・構造・持家の種類・床面積・居住用床面積・建築年月日・登記年月日・改修工事完了年月日・改修工事費用をそれぞれ記入してください。

※記入例

| | | | | | | |
|-----------------------|--------------|--|-------|-----------|-----------------------|---|
| 家 屋 の 内 訳 | 所在・地番 | 貝塚市 ○○町◇-□□ | | | 家屋番号 | ◇-□□ |
| | 種類(用途) | 専用住宅 | 構造 | 木造 | 持家の種類 | <input checked="" type="checkbox"/> 一戸建 <input type="checkbox"/> マンション |
| | 床面積 | 115.50 m ² | | 居住用床面積 | 115.50 m ² | |
| | 建築年月日 | S56.12.20 | 登記年月日 | S56.12.25 | 改修工事完了年月日 | R6.4.10 |
| | バリアフリー改修工事費用 | バリアフリー改修工事費用 1,500,000円 - 給付・補助金額 780,000円 = 自己負担額 720,000円 | | | | |

- ④ 改修工事を必要としたかたの欄には、申告要件を満たすかた（改修工事完了後の1月1日において65歳以上のかた、要介護又は要支援認定のかた、障害のあるかた等）の氏名・該当する区分・住所をそれぞれ記入してください。

※記入例

| | | | | |
|---|----------|----------------------|--------|---|
| 改修工事かたを必要としたかた | 氏名(生年月日) | 貝塚 太郎 (昭和17年1月1日) | 該当する区分 | <input checked="" type="checkbox"/> 65歳以上のかた <input type="checkbox"/> 障害のあるかた <input type="checkbox"/> 要介護、要支援認定のかた |
| | 住所 | 貝塚市○○町◇-□□ | | |
| <p>世帯区分等状況確認 本申告書記載の内容を審査するに当たり、世帯区分・現住所・介護保険給付及び助成制度の利用状況等を課税課が各業務担当課へ照会することに 同意します ・ 同意しません</p> <p>※ 該当するものを○で囲んでください。同意されない場合、審査を行う上で添付書類以外の書類が必要となった際、その都度提出していただくこととなります。</p> | | | | |

その他

- 減額は、当該住宅に係る固定資産税（100㎡まで）について翌年度分に限り3分の1減額。
- 「新築住宅に対する減額」又は「住宅耐震改修に係る減額措置」の適用を受けている住宅については、重複しての適用は受けられません。
- バリアフリー減額措置は一戸について一回限りとなります。
- 必要によっては、職員が現地調査を行う場合があります。

問い合わせ先

貝塚市役所 課税課 家屋担当 (072) 433-7253